

令和3年第4回定例教育委員会会議

開催日時 令和3年4月14日（水）

午後1時30分

場 所 中央図書館 2階 視聴覚ホール

議 題

日程第一 議事事項

議案第21号 富士見市公民館運営審議会委員の委嘱について

日程第二 報告事項

- (1) 令和3年度当初富士見市教職員人事異動の概況について
- (2) 富士見市生涯学習推進委員会設置要綱の制定について
- (3) 富士見市スポーツ大会出場選手等激励金交付要綱の廃止について
- (4) 教職員の人事について
- (5) 専決処理の報告について（教育委員会の附属機関等の委員の任免に関すること・令和3年3月31日付）
- (6) 専決処理の報告について（教育委員会の附属機関等の委員の任免に関すること・令和3年3月31日及び4月1日付）

その他

○教育行政方針及び重点施策に基づく進捗状況の報告

- (1) 令和2年度子ども大学☆ふじみ、子どもスポーツ大学☆ふじみ実施報告について

○新型コロナウイルス感染症に関わる対応について

○イベント案内等

- (1) 水子貝塚資料館・難波田城資料館企画展について

議案第21号

富士見市公民館運営審議会委員の委嘱について
富士見市公民館運営審議会委員を別紙のとおり委嘱する。

令和3年4月14日提出

富士見市教育委員会
教育長 山口 武士

提案理由

富士見市公民館運営審議会委員に欠員が生じたため、新たに委員を委嘱したく、富士見市立地域公民館条例第7条の規定により、この案を提出します。

別紙

富士見市公民館運営審議会委員候補者名簿

(任期：令和3年4月14日～令和4年6月30日まで)

No.	氏名	所属等	備考
1	松波 徳美	学校教育関係者（校長会）	

報告事項（２）資料

富士見市生涯学習推進委員会設置要綱

（設置）

第1条 富士見市の生涯学習を推進するため、富士見市生涯学習推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 委員会の所掌事務は、富士見市生涯学習推進基本計画及び生涯学習の推進に関することとする。

（組織）

第3条 委員会は、別表に掲げる職をもって組織する。

（委員長及び副委員長）

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、教育委員会教育部生涯学習課長の職にある者をもって充てる。
- 3 副委員長は、教育委員会教育部鶴瀬公民館長の職にある者をもって充てる。
- 4 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長は、その議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

（作業部会）

第6条 委員会は、第2条に係る事務を行わせるため、必要に応じて作業部会を置くことができる。

- 2 作業部会に必要な事項は、委員長が別に定める。

（庶務）

第7条 委員会の庶務は、教育委員会教育部生涯学習課において処理する。

（委任）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

委員会の構成

委員長	教育委員会教育部	生涯学習課長
副委員長	教育委員会教育部	鶴瀬公民館長
委員	政策財務部	政策企画課長
〃	協働推進部	協働推進課長
〃	協働推進部	文化・スポーツ振興課長
〃	協働推進部	鶴瀬西交流センター所長
〃	協働推進部	人権・市民相談課長
〃	健康福祉部	高齢者福祉課長
〃	教育委員会教育部	学校教育課長
〃	教育委員会教育部	水子貝塚資料館長

※事務局 生涯学習課

報告事項（3）資料

富士見市文化芸術・スポーツ大会等出場奨励金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、文化芸術及びスポーツの推進を図るため、全国大会等に出場する者に対し、予算の範囲内において富士見市文化芸術・スポーツ大会等出場奨励金（以下「奨励金」という。）を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

（交付対象となる大会等）

第2条 奨励金の交付対象となる大会等は、広く出場者を募り、地方予選を経て選抜され、又は厳正かつ明確な基準により選抜され出場する関東大会以上の文化芸術又はスポーツの大会等であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 国若しくは地方公共団体又は公益財団法人その他これに類する団体が主催する大会等であって予選会、選考会等を経て選抜された個人又は団体を対象として行われるもの
- (2) その他市長が適当と認める大会

（交付対象者）

第3条 奨励金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、前条に規定する大会等に出場登録された個人又は団体であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 出場者のうち市内に住所を有する者が1名以上含まれる団体
- (3) 市内に存する小学校、中学校又は特別支援学校に通う児童又は生徒
- (4) その他市長が認める者

（奨励金の額等）

第4条 奨励金の額は、別表に掲げる大会等の区分に応じ、同表に定める額とする。

2 市長は、同一の交付対象者が同一の大会等において個人及び団体として、いずれにも出場するときは、個人としての出場に対してのみ奨励金を交付するものとする。

（交付申請）

第5条 奨励金の交付を受けようとする者は、大会等の出場が決定した日から当該大

会等が終了した日以後30日までの間に富士見市文化芸術・スポーツ大会等出場奨励金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 大会等の開催要項
 - (2) 対象者の氏名又は名称及び住所を記載した書類
 - (3) 予選会の成績又は選考会を経たことを証する書類及び出場登録名簿
 - (4) その他市長が必要と認める書類
- （奨励金の交付決定）

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかに当該申請に係る書類等の審査を行い、奨励金の交付の可否を決定し、富士見市文化芸術・スポーツ大会等出場奨励金交付決定・却下通知書（様式第2号）により、当該申請者に通知するものとする。

（結果報告書の提出）

第7条 奨励金の交付を受けた者は、当該奨励金に係る大会等が終了した日以後30日以内に富士見市文化芸術・スポーツ大会等出場奨励金交付に係る結果報告書（様式第3号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 大会等の出場名簿の写し
 - (2) 出場した大会等の結果がわかる書類
 - (3) その他市長が必要と認める書類
- （不当利得の返還）

第8条 市長は、偽りその他不正の手段により奨励金の交付を受けた者に対し、当該奨励金の返還を求めるものとする。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

（富士見市スポーツ大会出場選手等激励金交付要綱の廃止）

2 富士見市スポーツ大会出場選手等激励金交付要綱（平成11年告示第118号）は、廃止する。

別表（第4条関係）

大会区分	奨励金の額（1人又は1団体につき）	
	個人	団体
関東大会	10,000円	10,000円に大会等の出場者（市内に住所を有する者に限る。）の数を乗じて得た額とし50,000円を限度とする。
全国大会	10,000円	10,000円に大会等の出場者（市内に住所を有する者に限る。）の数を乗じて得た額とし50,000円を限度とする。
国際大会	30,000円	30,000円に大会等の出場者（市内に住所を有する者に限る。）の数を乗じて得た額とし150,000円を限度とする。
その他市長が適当と認める大会	市長が別に定める額	

報告事項（5）資料

専 決 処 理 の 報 告 に つ い て

富士見市教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和50年教委規則第3号）第2条第2項の規定により、下記事項について別紙のとおり専決処理したので、同条第3項の規定により報告する。

記

教育委員会の附属機関等の委員の任免に関すること。

- 1 富士見市公民館運営審議会委員の解嘱について
- 2 富士見市スポーツ推進審議会委員の解嘱について
- 3 富士見市学校給食センター運営委員会委員の解嘱について

令和3年4月14日提出

富士見市教育委員会
教育長 山口 武士

専 決 処 理 書

次のとおり附属機関等の委員を解嘱することについて、富士見市教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和50年教委規則第3号）第2条第2項の規定により専決処理する。

1 事案の概要

(1) 富士見市公民館運営審議会委員の解嘱について

氏名	所属等	理由	解嘱日
藤井 文則	水谷東小学校長	人事異動	令和3年3月31日

(2) 富士見市スポーツ推進審議会委員の解嘱について

氏名	所属等	理由	解嘱日
武藤 敦	小学校体育連盟 富士見支部	退職	令和3年3月31日

(3) 富士見市学校給食センター運営委員会委員の解嘱について

氏名	所属等	理由	解嘱日
小林 正剛	勝瀬小学校長	退職	令和3年3月31日
伊勢 真理子	鶴瀬小学校 学校給食主任	人事異動	令和3年3月31日
藤森 葉子	諏訪小学校 学校給食主任	人事異動	令和3年3月31日
本間 章子	勝瀬小学校 学校給食主任	人事異動	令和3年3月31日

2 専決処理の理由

委員の解嘱について、3月31日付で処理をする必要があり、委員会を招集するいとまがなかったため。

令和3年3月31日

富士見市教育委員会
教育長 山口 武士

報告事項（6）資料

専決処理の報告について

富士見市教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和50年教委規則第3号）第2条第2項の規定により、下記事項について別紙のとおり専決処理したので、同条第3項の規定により報告する。

記

教育委員会の附属機関等の委員の任免に関すること。

- 1 富士見市就学支援委員会委員の解嘱及び委嘱について

令和3年4月14日提出

富士見市教育委員会
教育長 山口 武士

専 決 処 理 書

次のとおり富士見市就学支援委員会委員を解嘱及び委嘱することについて、富士見市教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和50年教委規則第3号）第2条第2項の規定により専決処理する。

1 事案の概要

(1) 解嘱について（専決処理日：令和3年3月31日）

氏名	所属等	理由	解嘱日
石川 美香	富士見特別支援学校 教諭	人事異動	令和3年3月31日
定方 うつみ	第5保育所長	退職	令和3年3月31日
小路 昭子	所沢おおぞら特別 支援学校教諭	退職	令和3年3月31日
石黒 雅彦	障がい福祉課 児童福祉担当職員	人事異動	令和3年3月31日

(2) 委嘱について（専決処理日：令和3年4月1日）

氏名	所属等	委嘱日	任期
岩崎 裕之	富士見特別支援学校 教諭	令和3年4月1日	残任期間 (令和3年6月30日まで)
森田 いづみ	第2保育所長	令和3年4月1日	残任期間 (令和3年6月30日まで)
佐藤 久美子	所沢おおぞら特別 支援学校教諭	令和3年4月1日	残任期間 (令和3年6月30日まで)
三浦 崇	障がい福祉課 相談支援係職員	令和3年4月1日	残任期間 (令和3年6月30日まで)

2 専決処理の理由

委員の解嘱及び委嘱について、上記日付で処理をする必要があり、委員会を招集するいとまがなかったため。

富士見市教育委員会
教育長 山口 武士

令和2年度子ども大学☆ふじみ・子どもスポーツ大学☆ふじみ事業実施報告

- 1 実施方法 富士見市の3つの子ども大学（子ども大学☆ふじみ、子どもスポーツ大学☆ふじみ、子ども文化芸術大学☆ふじみ）で連携し、吉本興業のお笑い芸人による講義動画を市のYouTubeチャンネルで限定公開した。また課題を設け、先生への質問や講義の感想を募集し、先生方や学長・副学長からのフィードバックと共にホームページで公開した。課題提出者にたいしては、「履修証明書」を送付した。
- 2 実施期間 令和3年2月1日（月）～3月12日（金）
- 3 対 象 市内在住・在学の小学校、中学校、特別支援学校の児童・生徒
- 4 主 催 子ども大学ふじみ実行委員会、子どもスポーツ大学ふじみ実行委員会

5 実施内容

子ども大学☆ふじみ（再生回数：63回 課題提出：4人）

テーマ	さんきゅう倉田の親子で学べる税金の基本
講師	さんきゅう倉田さん
内容	元国税局職員のさんきゅう倉田さんによる、親子で分かりやすく税金について学べる講座
課題	講義を受けた感想と、先生にもっと聞いてみたいこと

子どもスポーツ大学☆ふじみ（再生回数：74回 課題提出：1人）

テーマ	おばたのお兄さんの運動不足解消体操
講師	おばたのお兄さん
内容	日本体育大学卒で運動神経抜群のおばたのお兄さんによる、運動不足解消体操スクール
課題	体操している様子や決めポーズの写真と、体操をやってみた感想

6 参加者の感想

子ども大学☆ふじみ

- ・税金がどんなことに使われているかや、どんな税金があるか、税率などが知れてよかったです。
- ・税金についてよくわかりました。みんなが払っている税金は、国や地方自治体におさめられて、みんなが普段活用しているものや、医療のために使われているのを知り、役に立っている様で、うれしいです。
- ・先生の話し方はとても分かりやすかったです。子供たちが質問しやすい雰囲気でした。

もし、実際に講義をしていたら、子供たちから色々質問が出てとても楽しい時間になる
と思いました。(保護者感想)

- ・一番身近な税金。わかっているようでわかっていないところもあり、また子どもに伝えるには、どうしたら良いかわからず「まだ早いな…」と思ったりしていましたが、案外、ストレートに受けて吸収していました。親子でじっくり話しながらYouTubeを拝見しました。3つとも各々すばらしい内容でした。こういう形もありますね。(保護者感想)

子どもスポーツ大学☆ふじみ



おばたのお兄さんの運動不足解消体操の動画を見て、とても楽しかったです。お母さんと、勝ってはいけないジャンケンを一緒にやったりして、とても楽しかったです。緊急事態宣言で、去年の春ごろから学校がお休みになったので、体力減ったな…体力つけなきゃ…と、思っていたので、今後、おばたのお兄さん先生に教えてもらったので、運動不足解消をしていきたいです。